

令和7年度第3回 龍ヶ崎市外郭団体連絡調整会議 次第

日 時：令和8年2月5日（木）

午後1時30分から

場 所：市庁舎5階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

（1）公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団解散実施計画（案）について

（2）その他

3 閉 会

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団
解散実施計画（案）

令和8年3月

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団

目 次

1	計画策定の目的等	2
2	解散予定日	3
3	実施手続とスケジュール	3
	（1）公益認定取消し手続（公益財団法人から一般財団法人へ移行）	3
	（2）解散手続	3
	（3）スケジュール	5
4	実施事項	6
	（1）事業整理	6
	（2）保有資産の整理	8
	（3）財団職員の処遇	9
	（4）財団組織体制の整備	9
	（5）保存文書等の引継	9
	資料編	10
	資料1 公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の概要	11
	資料2 貸借対照表	12
	資料3 財産目録	13
	資料4 財団所有土地一覧	15

1 計画策定の目的等

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団（以下「財団」という。）は、平成23年4月に財団法人龍ヶ崎市開発公社（昭和35年12月設立）、財団法人龍ヶ崎市文化振興事業団（昭和60年1月設立）及び財団法人龍ヶ崎市農業公社（平成9年7月設立）が合併した財団法人であり、平成25年4月には、国の公益法人制度改革のもと、公益財団法人に移行しました。

財団は、これまで公益目的事業において、龍ヶ崎市（以下「市」という。）から指定管理者の指定を受け、文化会館や農業公園豊作村及び湯ったり館、龍ヶ岡市民農園にかかる施設の管理運営を行うとともに、文化推進事業や地域交流活性化事業の推進を図ってきました。

また、市から、農産物等直売所（たつこの産直市場）や観光物産センターの管理運営を受託してきたほか、農地中間管理機構（公益社団法人茨城県農林振興公社）から農地中間管理事業の相談窓口などの業務を受託し、さらには、市の依頼等に基づき取得した用地の貸し付けや駐車場事業を展開してきました。

しかしながら、財団の設立から10年が経過し、職員の高齢化が進行するとともに、民間事業者による公共施設を活用した事業展開の浸透や湯ったり館の閉館など、将来の事業規模の縮小が見込まれ、新たな職員採用も難しい状況となっていました。

こうした中、市は、令和6年7月に「外郭団体のあり方に関する基本方針」を定め、財団については、令和6年度末を目途に組織の方向性を決定することとしました。その後、市と財団において協議を重ね、市は令和7年3月に、財団については長期的な組織の存続は困難であるとの見通しから、「令和9～11年度末を目途に解散、豊作村運営に係る今後の方針に留意しながら、職員の雇用問題への対応や円滑な事業移行、保有資産の整理を重要課題とし、解決すべき課題の検討・協議にシフトする」との方向性が示されました。

本計画は、市から解散の方向性が示されたことを受け、市と協議のうえ、財団において、解散までのスケジュールや実施事項等を主体的に定め、解散および清算に向けた業務を計画的に進めるため策定したものです。

2 解散予定日

公益目的事業終了後の雇用調整、事業承継及び財産整理に要する期間を考慮し、解散予定日を令和9年度末（令和10年3月31日）とし、手続きを進めます。

3 実施手続とスケジュール

（1）公益認定取消し手続（公益財団法人から一般財団法人へ移行）

令和8年度末の指定管理業務の受託期間満了に伴い、令和9年度からは、収益事業のみとなるため、公益認定取消し申請を行い、一般財団法人への移行が必要となります。

また、公益認定取消し処分を受けた場合には、定款第43条の規定に基づき、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、認定取消の日から1か月以内に、国又は地方公共団体等に贈与するものとなります。

今後、適切な時期に評議員会の決議を経て、市に贈与します。

（2）解散手続

一般財団法人の解散事由等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定されています。

財団の解散においては、一般法人法第202条第1項第1号に規定する「定款で定めた存続期間の満了による解散」とします。

今後、定款変更に係る評議員会の決議により、存続期間を令和9年度末（令和10年3月31日）とし、令和10年9月末頃の清算結了を目途として取り組むものとなります。

①清算

一般法人法第206条の規定に基づき、一般財団法人が解散した場合は、清算をしなければなりません。

また、同法第207条の規定に基づき、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまでは存続するものとみなされ、清算の結了に向けて、債権・債

務の整理や残余財産の引渡等の清算業務を行います。

②清算人の選任

一般法人法第 209 条の規定により、理事、定款で定める者又は評議員会の決議によって選任された者が清算人となります。

今後、適切な時期に評議員会の決議を経て、清算人を選任します。

③残余財産の帰属

清算時に生じた残余財産については、定款第 44 条の規定に基づき、評議員会の決議を経て、国又は地方公共団体等に贈与するものとなります。

今後、適切な時期に評議員会の決議を経て、市に贈与します。

(3) スケジュール

解散実施計画の承認

令和8年4月 臨時評議員会

公益認定取消し

令和8年12月初旬 臨時理事会
中旬 臨時評議員会

- ・公益認定の取消し申請
- ・一般財団法人への移行に係る定款変更
- ・定款第43条に基づく財産の贈与

令和9年1月 県への公益認定取消し申請
3月末 指定管理業務期間の満了
公益認定取消し処分の決定（県による囑託登記）
4月 公益目的取得財産の贈与に係る契約の締結

解 散

令和10年2月頃 臨時理事会
臨時評議員会

- ・存続期間の設定
- ・清算人の選任
- ・残余財産の帰属

令和10年3月31日 解散

清 算

令和10年4月1日～ 清算業務（債権・債務整理、残余財産引渡等）
評議員会

- ・財産目録の承認（令和10年3月31日現在）
- ・決算報告の承認

9月末頃 清算終了

4 実施事項

(1) 事業整理

①公益目的事業1（文化推進事業）

〈事業の概要〉

- ・文化会館の指定管理業務
- ・コンサートや映画上映、フレンド会特別事業など鑑賞・招聘型事業
- ・龍ぼん祭や市民文化芸術フェスティバルなど文化団体との共催事業
- ・グランドピアノ弾き比べなど地域文化活動の支援

〈解散に向けた対応方針〉

令和8年度末まで指定管理業務を行います。

また、関連事業についても、指定管理業務の終了により、令和8年度末までの実施とします。

②公益目的事業2（地域交流活性化事業）

〈事業の概要〉

- ・農業公園豊作村の指定管理業務
- ・龍ヶ岡市民農園の指定管理業務
- ・収穫体験や家庭菜園講座など体験教室等の開催
- ・たつこのマルシェや秋の収穫祭など地域交流事業等の開催

〈解散に向けた対応方針〉

令和8年度末まで指定管理業務を行います。

また、関連事業についても、指定管理業務の終了により、令和8年度末までの実施とします。

③公益目的事業3（地域振興活性化事業）

〈事業の概要〉

- ・観光物産センターの管理運営業務
- ・農産物等直売所（たつこの産直市場）の管理運営業務
- ・農作業受委託事業

〈解散に向けた対応方針〉

事業整理を速やかに進めるため、令和8年度末までの実施とします。

④収益事業1（不動産事業）

〈事業の概要〉

- ・財団が所有する公共用地先行取得用地等の管理
- ・市等への土地貸付事業
- ・駐車場管理運営事業

〈解散に向けた対応方針〉

財団が所有する土地については、市の土地利用の意向等を踏まえながら売却を進めるものとします。

売却に当たっては、「龍ヶ崎市公有財産売却実施要綱」をはじめとした市規程等を参酌のうえ、再評価等により適正価格を把握するとともに、適切な周知期間を設けた一般競争入札等により進めるものとします。

売却が進まない場合は、土地を市へ引き渡すまで財団において維持管理を行うものとします。

また、駐車場については、契約者への事前周知をしながら、売却や市への引渡しを踏まえ、令和8年度末までの利用契約とします。

⑤収益事業2（公益目的外貸与事業等）

〈事業の概要〉

- ・企業や営利団体等への施設の貸与
- ・清涼飲料水等の自動販売機を設置

〈解散に向けた対応方針〉

指定管理業務に関連する取組であるため、令和8年度末までの実施とします。

(2) 保有資産の整理

①公益認定取消しに伴う整理

3－(1)に記載のとおり、令和9年度からの一般財団法人への移行に伴い、公益目的取得財産残額に相当する額の財産は、市に贈与します。

(参考) 令和6年度末公益目的取得財産残額 71,635,519円

基本財産	68,166,000円
建物	43,875円
車両運搬具	991,715円
什器備品	1,997,229円
電話加入権	302,120円
投資有価証券	100,000円
預託金	34,580円

②解散に伴う整理

使用する見込みがなくなった資産については、解散手続きの進捗状況に応じて、適切な処分を進めます。

土地については、4－(1)－④に記載のとおり、市の利用意向等を踏まえながら売却を進めます。

清算時に生じた残余財産については、3－(2)－③に記載のとおり、市に贈与します。

(3) 財団職員の処遇

財団の解散に伴うプロパー職員の処遇については、市と協力し、雇用調整に取り組めます。また、令和9年度において、希望する全てのプロパー職員が、市及び関係団体での実務研修が可能となるよう目指します。

嘱託員についても、令和9年度以降の施設運営のあり方を踏まえながら、市との雇用調整に取り組めます。

(4) 財団組織体制の整備

通常業務並びに解散及び清算に係る業務を適切に執行していくため、業務量に見合った組織体制の確保に努めます。

また、事務所機能の移転についても、指定管理業務の終了時期（令和8年度末）や事業承継の進捗状況等に留意しながら、市との協議を実施します。

(5) 保存文書等の引継

これまで財団が実施した事業に係る文書及びデータについて保存年限等を整理のうえ、市に引き継ぎます。

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団
解散実施計画（案）

資 料 編

資料1 公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の概要

項目	内容
沿革	昭和35年12月 「財団法人龍ヶ崎市開発公社」設立 昭和60年1月 「財団法人龍ヶ崎市文化振興事業団」設立 平成9年7月 「財団法人龍ヶ崎市農業公社」設立 平成23年4月 3法人合併「財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団」に名称変更 平成25年4月 「公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団」に法人格を変更
所在地	茨城県龍ヶ崎市板橋町440番地
設立目的	誰もが活力あふれ健康で心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、龍ヶ崎市との緊密な連携を図り、諸産業の振興及び文化的な活動を通じた文化振興等を総合したまちづくりに関する事業を行い、もって地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成18年法律第48号) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号)
役員	評議員5名 理事6名 監事2名
職員数	29名 ・市からの派遣 2名 ・プロパー 15名 (市への派遣2名(内再雇用1名)、市への実務研修1名を含む。) ・嘱託員 12名 龍ヶ崎市文化会館 2名 龍ヶ崎市観光物産センター 4名 龍ヶ崎市農産物等直売所 6名
組織	事務局に「企画・経営グループ」、「農業振興グループ」、「文化推進グループ」の3グループを置く。

*所在地、役員数、職員数、組織は、令和8年1月1日現在

資料2 貸借対照表 (令和6年度決算書より)

貸借対照表			
令和 7年 3月31日現在			
公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団			
			(単位:円)
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	91,735,685	137,641,448	△ 45,905,763
未収金	9,434,121	8,737,184	696,937
流動資産合計	101,169,806	146,378,632	△ 45,208,826
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	68,166,000	68,166,000	0
基本財産合計	68,166,000	68,166,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	116,268,520	109,376,627	6,891,893
公共用地等取得資金積立資産	200,000,000	200,000,000	0
公益目的事業推進整備資産	710,339	710,339	0
特定資産合計	316,978,859	310,086,966	6,891,893
(3) その他固定資産			
建物	43,877	78,977	△ 35,100
構築物	13	13	0
車両運搬具	991,717	1,618,062	△ 626,345
什器備品	2,190,547	1,263,172	927,375
土地	530,195,150	530,195,150	0
電話加入権	378,560	378,560	0
保証金	600,000	600,000	0
投資有価証券	100,000	100,000	0
預託金	49,270	57,340	△ 8,070
その他固定資産合計	534,549,134	534,291,274	257,860
固定資産合計	919,693,993	912,544,240	7,149,753
資産合計	1,020,863,799	1,058,922,872	△ 38,059,073
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	37,278,477	76,613,215	△ 39,334,738
前受金	56,000	1,734,800	△ 1,678,800
預り金	13,594,520	14,059,632	△ 465,112
賞与引当金	8,317,000	9,225,000	△ 908,000
流動負債合計	59,245,997	101,632,647	△ 42,386,650
2. 固定負債			
退職給付引当金	116,268,520	109,376,627	6,891,893
固定負債合計	116,268,520	109,376,627	6,891,893
負債合計	175,514,517	211,009,274	△ 35,494,757
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	68,166,000	68,166,000	0
(うち基本財産への充当額)	68,166,000	68,166,000	0
2. 一般正味財産	777,183,282	779,747,598	△ 2,564,316
(うち特定資産への充当額)	200,710,339	200,710,339	0
正味財産合計	845,349,282	847,913,598	△ 2,564,316
負債及び正味財産合計	1,020,863,799	1,058,922,872	△ 38,059,073

		佐貫4-17-14外1筆 278㎡	〃	17,875,567
		牛北毛3221外14筆 5809㎡	〃	56,928,200
		高須4025-1 3615㎡	〃	35,427,000
		上町4110外4筆 1894㎡	〃	36,555,358
		上町4264-1外2筆 1007㎡	〃	26,794,712
		立野5056-3外2筆 463㎡	〃	9,897,045
		大徳町上大徳159-4 1663㎡	〃	21,120,100
		野原1109外2筆 1981㎡	〃	24,762,500
		羽原町中央1123-6外2筆 7304㎡	〃	23,518,880
		佐貫町大宿沼715-16 960㎡	〃	29,405,070
		佐貫町大宿沼715-5外2筆 866㎡	〃	33,088,458
		米町4020-1外4筆 888㎡	〃	19,500,000
		米町4020-7外2筆 290㎡	〃	6,380,000
	電話加入権		公益目的事業及び収益事業に使用している	378,560
	保証金			600,000
		全国宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金	収益事業に使用している	600,000
	投資有価証券			100,000
		水戸信用金庫出資金	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用している	100,000
	預託金			49,270
			自動車リサイクル料金	49,270
固定資産合計				919,693,993
資産合計				1,020,863,799
(流動負債)	未払金			37,278,477
			社会保険料3月分	1,262,173
			嘱託員賃金3月分	984,759
			職員3月時間外	166,895
			令和6年度龍ヶ崎市補助金返納分	4,400,347
			令和6年度指定管理料精算分	6,427,000
			令和6年度龍ヶ崎市負担金	1,806,881
			事業費等未払金	22,230,422
	前受金		令和7年度公益目的事業収入	56,000
	預り金			13,594,520
			社会保険料個人負担分	324,652
			龍ヶ崎市預り金(豊作村)	157,050
			龍ヶ崎市預り金(文化)	640,890
			龍ヶ崎市預り金(物産センター)	442,921
			他会館入場料金預り金(文化)	8,219,700
			回数券返金分預り金(豊作村)	3,703,415
			物産センター業者預り金	48,053
			自動販売機預り金	52,022
			評議員報酬預り金	5,817
	賞与引当金		職員の賞与の支払いに備えたもの	8,317,000
流動負債合計				59,245,997
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払いに備えたもの	116,268,520
固定負債合計				116,268,520
負債合計				175,514,517
正味財産				845,349,282

資料4 財団所有土地一覧（令和6年度事業報告書より）

	所在地	地目	面積㎡	取得年月	備考
1	佐貫2丁目13-9	宅地	620	S45.4	佐貫東駐車場
2	佐貫3丁目19-7	宅地	641	S45.4	佐貫駐車場
3	佐貫3丁目19-8	宅地	1,800	S45.4	佐貫駐車場
4	佐貫4丁目17-1	宅地	470	S45.4	佐貫北第1駐車場
5	佐貫4丁目17-14 外1筆	宅地	278	S45.4	佐貫北第2駐車場
6	駒馬町牛北毛3205-2外14筆	雑種地	5,809	H元.12	市道路公園課資材置場
7	高須町堤外4025-1	公園	3,615	H9.5	市福祉総務課(ディスクゴルフ場用地)
8	上町4110 外4筆	宅地	1,894	H11.6	市商工観光課(都市公園用地)
9	上町4264-1 外2筆	宅地	1,007	H11.5	市商工観光課(市街地活力施設)
10	立野5056-3 外2筆	宅地	463	H3.6	県道姫宮川余郷線代替用地
11	大徳町上大徳159-4	畑	1,663	H3.7	市道路公園課短期資材置場
12	野原1109 外2筆	雑種地	1,981	H4.9	市道路公園課短期資材置場
13	羽原町中央1123-6外2筆	山林	7,304	S61.7	流通経済大学(運動場)
14	佐貫町大宿沼715-16	雑種地	960	H14.5	佐貫南駐車場
15	佐貫町大宿沼717-5外2筆	宅地	866	H16.3	佐貫南駐車場
16	米町4020-1 外4筆	宅地	888	H31.3	公共用地先行取得
17	米町4020-7 外2筆	宅地	290	R元.9	公共用地先行取得
	合計		30,549		